

2. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」 〔骨太方針2003〕（閣議決定）を受けたその措置の内容

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」閣議決定事項

<保険診療と保険外診療の併用の拡大>

特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。

特定療養費制度における高度先進医療の承認手続き簡素化

平成16年3月、高度先進医療として承認されている技術のうち、高度先進医療専門家会議において選定された医療技術について、既に特定承認保険医療機関として承認されている医療機関においては、届出をもって承認とみなすよう承認手続きの簡素化が行われた。しかしながら、当該簡素化の対象となった高度先進医療は、77技術のうちインプラント義歯等の20技術（平成16年9月現在、77技術のうち20技術）にとどまっている。